二　一施行者当たりの年間開催回数

施行者名	年間開催回数
みどり市	十二回
戸田競艇企業団	十二回
埼玉県都市競艇組合	十二回
東京都六市競艇事業組合	十二回
東京都三市収益事業組合	十二回
府中市	十二回
青梅市	十二回
浜名湖競艇企業団	十二回
蒲郡市	十二回
常滑市	十二回
半田市	十二回
津市	十二回
越前三国競艇企業団	十二回
滋賀県	十二回
大阪府都市競艇企業団	十二回
箕面市	十二回
尼崎市	十二回
伊丹市	十二回
鳴門市	十二回
松茂町ほか二町競艇事業組合	十二回
丸亀市	十二回
香川県中部広域競艇事業組合	十二回
倉敷市	十二回
備南競艇事業組合	十二回
宮島競艇施行組合	十二回
周南市	十二回
下関市	十二回
北九州市	十二回
中間市行橋市競艇組合	十二回
芦屋町	十二回
福岡市	十二回
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回
唐津市	十二回
大村市	十二回
下関競走場	百八十日　十二回
若松競走場	百八十八日　二十四回
芦屋競走場	百九十八日　十二回
福岡競走場	百八十六日　二十四回
唐津競走場	百八十六日　十二回
大村競走場	百九十二日　十二回

○海上保安庁告示第十八号

航路標識の設置及び廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条の規定により、次のように告示する。

平成三十年二月十六日

海上保安庁長官　中島　敏

名称　松ケ崎灯台

位置　所在地　秋田県由利本荘市（松ケ崎）

北緯　三九―三〇―〇九

東経　一四〇―〇二―四六

廃止年月日　平成二十九年十二月一日

名称　大阪航空局岸和田沖ＮＤＢ海上架台灯

位置　所在地　阪南港新西防波堤北灯台（大阪府岸和田市）の西方約二・〇キロメートル

北緯　三四―二九―四三

東経　一三五―二〇―四三

廃止年月日　平成二十九年十二月七日

名称　東港南防波堤Ａ灯台

位置　所在地　沖縄県国頭郡東村（東港南防波堤Ａ外端）

北緯　二六―三七―三八

東経　一二八―〇九―五九

廃止年月日　平成二十九年十二月十一日

名称　九地整新門司沖工事区域Ａ灯浮標

位置　所在地　新門司防波堤灯台（関門港新門司区）の南東方約四・八キロメートル

北緯　三三―五〇―一二

東経　一三一―〇二―二一

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

光達距離　単せん黄光　毎四秒に一せん光

光度　実効光度二六カンデラ

点灯年月日　平成二十九年十二月十二日

記事　北九州港湾・空港整備事務所管理

名称　大阪航空局岸和田沖無線方位信号所

位置　所在地　阪南港新西防波堤北灯台（大阪府岸和田市）の西方約二・〇キロメートル（大阪航空局岸和田沖ＮＤＢ海上架台上）

北緯　三四―二九―四三

東経　一三五―二〇―四三

廃止年月日　平成二十九年十二月七日

名称　九地整新門司沖工事区域Ｂ灯浮標

位置　所在地　新門司防波堤灯台（関門港新門司区）の南東方約五・〇キロメートル

北緯　三三―五〇―一五

東経　一三一―〇二―三八

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

光達距離　単せん黄光　毎四秒に一せん光

光度　実効光度二六カンデラ

点灯年月日　平成二十九年十二月十二日

記事　北九州港湾・空港整備事務所管理

名称　九地整新門司沖工事区域Ｃ灯浮標

位置　所在地　新門司防波堤灯台（関門港新門司区）の南東方約五・三キロメートル

北緯　三三―五〇―一七

東経　一三一―〇二―五五

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

光達距離　単せん黄光　毎四秒に一せん光

光度　実効光度二六カンデラ

点灯年月日　平成二十九年十二月十二日

記事　北九州港湾・空港整備事務所管理

名称　九地整新門司沖工事区域Ｄ灯浮標

位置　所在地　新門司防波堤灯台（関門港新門司区）の南東方約五・五キロメートル

北緯　三三―五〇―二〇

東経　一三一―〇三―一三

塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形

光達距離　単せん黄光　毎四秒に一せん光

光度　実効光度四六カンデラ

点灯年月日　平成二十九年十二月十二日

記事　北九州港湾・空港整備事務所管理

名称　九地整新門司沖工事区域Ｅ灯浮標

位置　所在地　新門司防波堤灯台（関門港新門司区）の南東方約六・〇キロメートル

北緯　三三―五〇―〇二

東経　一三一―〇三―一六